



そろそろ紅葉の季節です。のはずが、今月いっぱい半袖をしまわないでくださいと気象予報士の方がおっしゃっていました。確かに今日も夏日です。なんだか年々、秋と春の存在感が薄くなってきているような感じがします。今年の香嵐渓の紅葉の見ごろは、11/23（土）ごろとのこと。季節の変わり目、体調管理には十分お気をつけください。



1. 育休給付



●出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金とは

～育児休業の給付金、拡大！～

→夫婦がともに働いて育児を行う「**共働き・共育て**」や男性の育児休業を推進するため、雇用保険の育児休業の給付金に**新たな給付金**が追加されます。

【**新たな育児休業の給付金**】(R7.4.1～)

◆出生後休業支援給付金

(対象者)

子の出生直後の一定期間(男性：出生後8週間以内・女性：産後休業後8週間以内)に、**被保険者と配偶者の両方**(原則)が**14日以上**育児休業を取得

(期間・給付率)

最大**28日間**、休業開始前賃金の13%相当を給付し育休給付とあわせて**給付率80%**(手取で10割)へ引き上げ
※手続きは、時期がずれたり等なければ、**原則育児休業給付金や出生時育児休業給付金の申請と同時に**行います。

◆育児時短就業給付金

(対象者)

2歳未満の子を養育するために時短勤務をする被保険者

(給付率)

時短勤務中に支払われた**賃金額の10%**

2. 高齢社会対策

●高齢社会対策大綱、改定！

～年齢を問わず支える側・支えられる側に～

→**超高齢社会**のわが国で、年齢に関わりなく**希望に応じて**活躍し続けられる経済社会の構築にむけて、**高齢社会対策大綱**が改定されました。

【**高齢社会対策大綱**】<就業・所得の分野>

・高齢期を見据えた**スキルアップ**や**リ・スキル**の推進

・企業等における**高齢期の就業の促進**

→65歳以上への**定年延長**や66歳以上の**継続雇用**等を行う企業を支援し、**助成や給付制度**等の有効な活用を図る(※公務員の定年は65歳への引き上げが始まっています。)

・高齢期の**ニーズ**に応じた多様な就業等の機会の提供

→継続的な**業務委託契約**や**社会貢献事業**、**シルバー人材センター**等での就業機会の創出

・公的年金制度の**安定的運営**

→働き方に中立的な年金制度の構築を目指して**更なる被用者保険の適用拡大**等への検討を行う

→「定年って65歳になったんだよね!？」というお問い合わせを受けますが、私たち民間企業の定年年齢は、法律上はまだ**60歳**です。

→その他、介護予防・認知症・がん対策・難聴への対応、犯罪・悪質商法からの保護等、対策が練られています。

今月のピックアップ



●‘お祝い金・転職勧奨’禁止に～さらに厳しく！～

医療・介護業界を中心に**お祝い金**で転職が加速されているとして、**お祝い金・転職勧奨禁止**が職業紹介の**許可条件**に追加されます。求人情報誌等の会社も禁止の対象に加わります。

●自転車のながらスマホ、禁止に！～罰則もあり～

11/1から、自転車の運転中に**スマホで通話**をしたりSNS等で画面を注視することや、**酒気帯び運転**(お酒を提供した人・同乗者も)が禁止されます。この先、**青切符**も導入されます。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

